

山口大学共同獣医学部地域猫不妊措置実施要領

1 目的

この要領は、国立大学法人山口大学共同獣医学部が山口県環境生活部が行う「地域猫活動の普及」への協力として「国立大学法人山口大学共同獣医学部附属動物医療センター地域猫不妊措置実施要項」（別添、以下「実施要項」という。）を定めて実施する地域猫への不妊措置の手続きについて、必要な事項を定める。

2 用語の定義

(1) 地域猫

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼主のいない猫

(2) 地域猫活動

地域住民と飼主のいない猫との共生を目指し、不妊措置を講じたり、新しい飼主を探して飼猫にしていくことで、将来的には飼主のいない猫をなくしていくことを目的とした住民活動

(3) 活動団体

地域猫活動を行おうとする山口県内の個人、組織、団体等

(4) 活動地域

活動団体が猫の行動範囲や猫に関する苦情の発生状況を勘案して設定した山口県内（下関市を除く。）の地域猫活動の範囲

3 活動団体の要件

措置を受けさせようとする活動団体は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 実施要項を遵守すること
- ② 地域猫活動の実施について、自治会に認知されていること
- ③ 活動開始時点で地域猫活動に参加できる人が複数いること
- ④ 活動団体の構成員のうち少なくとも1人は活動地域に在住していること
- ⑤ 地域猫活動が継続可能であること

4 措置の実施方法

(1) 申込み

活動団体は、活動の状況、措置を受けさせようとする猫の特徴、その他必要な事項を記載した地域猫不妊措置申込書（別紙—1、以下「申込書」という。）を活動地域の市町に提出するものとする。

(2) 山口大学共同獣医学部への連絡

活動団体から申込みを受けた市町は、内容を確認し、当該活動団体が3の要件に基づき適当と認められる場合は、地域猫不妊措置連絡票（別紙—2）に申込書の写しを添えて、国立大学法人山口大学共同獣医学部附属動物医療センタ

ー（以下「動物医療センター」という。）に送付するとともに、管轄する健康福祉センターに写しを送付する。

(3) 変更・取下げの届出

活動団体は、申込み内容に変更があったとき又は申込みを取り下げるときは、遅滞なく申込書を提出した市町に口頭又は文書により届け出なければならない。

(4) 受入日時の決定

連絡票の提出を受けた動物医療センターは、手術に必要な人員の確保、資材の確保等の猫の受入れ体制を整備し、市町あて受入日時を通知する。受入日時の通知を受けた市町は、遅滞なく活動団体に受入日時を連絡する。

(5) 搬入

活動団体は、動物医療センターの指定する受入日時に、実施要項添付の「地域猫不妊措置」に関する承諾書を添えて措置を受ける猫を搬入する。

(6) 費用の負担

活動団体は、実施要項に基づき手術に要した実費を動物医療センターに支払う。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は山口県環境生活部が国立大学法人山口大学共同獣医学部と協議の上決定するものとする。

(附則) この要領は、平成28年4月1日から施行する。

地域猫不妊措置申込書

〇〇市(町)長様

申込者住所

氏名

連絡先

地域猫活動の取組みを行うため、国立大学法人山口大学共同獣医学部附属動物医療センターが実施する地域猫不妊措置を受けさせたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 地域猫活動の実施状況等

①活動地域名			
		市町(自治会)	
②活動地域に生息する猫の総数			
		雄: 匹	雌: 匹
③うち不妊措置済みの猫の数			
		雄: 匹	雌: 匹

2 措置を受けさせたい猫

	種類	性別	年齢	毛色、模様等	体格	識別方法、特徴等
1		雄・雌				
2		雄・雌				
3		雄・雌				
4		雄・雌				
5		雄・雌				
6		雄・雌				
7		雄・雌				
8		雄・雌				

(添付書類) 以下の事項を記載した書面を添付すること。(様式任意)

- ① 活動グループの概要(活動地域、人数、活動内容(予定を含む。))
- ② 活動地域を示す地図等

平成 年 月 日

地域猫不妊措置連絡票

国立大学法人山口大学
共同獣医学部附属動物医療センター 御中

〇〇市（町）担当課

別紙申込書を提出する者は、地域猫活動に係る国立大学法人山口大学共同獣医学部附属動物医療センターにおける地域猫不妊措置実施要領の3の活動団体の要件を満たし、貴センターに地域猫に対する不妊措置を申し込むものです。

〇〇市（町） 担当課名 連絡先

国立大学法人山口大学共同獣医学部附属動物医療センター地域猫不妊措置実施要項

山口県環境生活部との連携による地域猫の不妊・去勢手術等を実施するにあたり動物医療センター(以下「センターという。」)での取り扱いを以下によるものとする。

1 受入れおよび退院

(1)地域猫の受け入れは、センターが指定した日時に実施する。

(2)地域猫の退院は、センターが指定した日時に実施する。

2 実施体制

(1) 学部学生の教育のため、獣医師免許を有する教員の指導の下、検査および手術は本学部学生が実施する。このため、受け入れ頭数に制限を設ける。

(2) 不妊措置を希望する猫は担当獣医師による一般身体検査を受け、担当獣医師が必要と判断した際には、手術料金とは別途料金にて術前検査を実施する場合がある(任意)。

なお、術前検査において異常が認められた場合、手術を実施せずに近隣の動物病院への受診を勧める場合がある。

(3) 担当獣医師による一般身体検査および術前検査で異常が認められなかった場合においても、周術期に死亡及び事故の可能性について同意いただき、センター所定の様式(「地域猫不妊措置」に関する承諾書)を提出されたうえで手術を実施する。

(4) 手術料金は1頭5,000円(税抜)とする。

3 不妊処置の実施不可について

(1) 担当獣医師が手術適応外と判断した猫(若齢、老齢、疾病動物など)は、手術を実施しない場合がある。

(2) 手術を受ける猫の性格によっては、当該猫とセンタースタッフの安全を考慮し手術を断る場合がある。

(3) センター長の診療行為に関する指示に従わない場合、手術を断る場合がある

4 その他

(1) 周術期における事故について、当センターでは責任を負わない。

(2) 術後管理が必要な場合は、近隣の動物病院で実施を依頼する。

(3) センターが指定した日時(原則手術当日または翌日)の退院とし、基本的に入院管理は行わない。

(4) 不妊手術以外の手術は実施しない。(不妊手術と一緒に腫瘍の切除・歯石取りなど。)

(5) 「地域猫不妊措置」に関する問い合わせ・申し込みはセンターでは受け付けない。

(6) センターで不妊処置を受けるものはセンター長の指示に従うこと。

附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

山口大学共同獣医学部地域猫不妊措置について



